

はじめに ～「手引き」作成の背景とねらい～

●「手引き」作成の背景

平成 28 年 5 月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」において、市町村は「成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）」を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、中核となる機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めることとされています。

本「手引き」は、平成 29 年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）として、特にこれから体制整備を進める市町村が取り組みを開始する際に参考にさせていただけるよう作成したものです。

●「手引き」のねらい

成年後見制度利用促進の体制整備は、中核機関の設置、成年後見制度利用促進基本計画の策定、条例の制定と審議会の設置等、複数の項目にわたっています。本「手引き」では、各市町村の成年後見制度利用促進の体制整備を中心となって推進する主体となる中核機関の設置に重点をおいています。

中核機関を設置・運営しはじめることで、地域の関係機関が連携し協働する「地域連携ネットワーク」が動きはじめ、その地域内の権利擁護・成年後見に関する課題に対応する取り組みを支援する内容となっています。

●「手引き」の構成、内容（概要）

本手引きの構成は、大きく以下の 3 つに分かれています。

I 章では、「いま、地域連携ネットワークを住民の身近に構築していく必要性」と題し、何のために、誰のために、成年後見制度の利用を促進するのか、取り組みの原点を確認します。

II 章では、「中核機関の役割」と題し、あるべき中核機関の役割を示すとともに、中核機関を設置することで現状の地域課題がどう解決されるのか、中核機関の設置や機能の発揮によって、自治体はどのような法律上の責務を果たすことができるのかを述べています。

III 章では、「中核機関等の整備に向けた取組」と題し、どのように体制整備を進めるのか、具体的なフローと留意点や参考事例を紹介しています。

●「手引き」の活用に向けて

本「手引き」は自治体に加えて、地域連携ネットワークに参加する専門職団体、家庭裁判所、社会福祉協議会、NPO、本人や家族、地域の支援者等も対象としています。また、自治体を広域的な観点からバックアップしていく都道府県の役割も重視しています。

地域でどのような課題がありどのような体制を構築していくのか、本「手引き」が、関係者が認識を共有し、連携して取り組みを進める際の一助となることを願っています。

成年後見制度利用促進体制整備委員会
委員長 新井 誠